

議 第 3 号

子育て世代の実情に即した児童手当制度
の実現を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
内閣府特命担当大臣（少子化対策）
全世代型社会保障改革担当大臣

あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国の少子化の進行は深刻さを増しており、2019年の出生数は86万人余りと過去最少を記録した。また、子育て世代の出産等に対する意識の把握を目的に民間団体が実施した「夫婦の出産意識調査2020」によれば、経済的な理由から第二子以降の出産をためらう夫婦が多いとの調査結果も示されている。

このような中、本年5月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」においては、子育てや教育にかかる費用負担が重いこと等を踏まえ、経済的な支援の拡充を柱の一つとし、児童手当について、子供の数等に応じた効果的な給付の在り方を検討するとしている。

しかしながら、先般、政府は、児童手当における所得制限の基準を世帯単位とすることや、高所得世帯へ支給する特例給付の縮小等を検討しているとの報道がされた。現在、「所得控除から手当へ」等の観点から年少扶養親族に対する扶養控除は廃止されており、所得により高等学校の授業料無償化等の対象とならない世帯もある中、特例給付の縮小等は子育て世代の家計を圧迫し、更なる少子化につながる事が懸念される。

よって、本県議会は、国会及び政府において、子育てがしやすい社会をつくり、少子化に歯止めを掛けるため、対象者を狭めるような見直しの方向ではなく、子育て世代の実情に即した児童手当制度を実現するよう強く要請する。